

## 給付金の支給手続き

### ① 令和3年度住民税(均等割)が非課税の世帯

- 令和3年12月10日時点で住民登録のある市区町村から確認書が届きます。
- 同封している確認書記載例を参考に、確認書を記入してください。
- 記載内容を確認して、**同封の返信用封筒にて返信してください。**

#### 【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている人の扶養親族のみの世帯ではないこと

※令和3年1月2日以降に転入した人がいる世帯で、確認書が届かなかったが、世帯全員が住民税非課税という世帯は、令和3年1月1日現在にお住いの市区町村で令和3年度(令和2年分)の非課税証明を発行してもらい、福祉課総務班に申請してください。

※対象世帯以外には確認書は届きません。

※令和3年度(令和2年分)の住民税未申告者がいる世帯には確認書は送付しません。税務課住民税班で申告のうえ、世帯全員が非課税世帯となった場合は福祉課総務班に申請してください。

### ② 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 世帯全員分の収入額が確認できる添付書類とともに申請してください。
- ※家計急変世帯の詳細内容は令和4年2月15日号の「広報ひらど」でお知らせします。



新型コロナウイルス感染症の影響以外で収入が減少した場合は対象となりません。新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和3年1月以降の任意の1カ月収入×12倍)が市町村住民税均等割非課税水準以下であることを指します。(適用される限度額は、市区町村ごとに異なります)



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「**振り込め詐欺**」や「**個人情報の搾取**」に注意してください。

【不審な電話や郵便があった場合】

最寄りの警察署(☎22-3110)か警察相談専用電話(#9110)まで連絡してください。

### お問い合わせ

○内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター(制度の内容に関すること)

☎0120-526-145

(受付時間 午前9時～午後8時)

○平戸市役所内窓口(支給に関すること)  
福祉課総務班(本庁1階⑥番窓口)※平日のみ

☎22-9130

(受付時間 午前8時30分～午後5時15分)

## 住民税非課税世帯対象

# 臨時特別給付金の支給

令和3年度(令和2年分)住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する給付金を支給します。

### 給付金の支給額

1世帯あたり **10**万円

### 給付金の支給時期

市が確認書(申請書)を受理した日から2週間を目安に支給します。

### 給付金の支給対象世帯

#### いずれかに当てはまる世帯

#### 住民税非課税世帯

世帯全員が令和3年度  
「**住民税均等割が非課税**」  
の世帯  
※住民税均等割が課税されている人の扶養のみで構成されている世帯は対象になりません。



#### 個別通知

市から対象世帯の世帯主あてに確認書を送付します。

- 送付時期** 2月中旬ごろ
- 確認書返信期限** 市が発送した日から3カ月後(3カ月後までに届かなかった場合は本給付金の受給を辞退したものとみなします)

詳しくは**次ページ①**へ

#### 家計急変世帯

令和3年1月以降の収入が減少し  
「**住民税非課税相当**」  
の水準まで減少した世帯  
※住民税非課税世帯として給付を受けた世帯は申請できません。



#### 申請が必要

申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。

- 申請期間** 2月15日(火)～9月30日(金)
- 相談窓口** 平戸市役所福祉課総務班(市役所本庁1階⑥番窓口)

詳しくは**次ページ②**へ

### 給付金の支給方法

給付金は原則として確認書(申請書)に記載された金融機関に振り込みます。